

1. 改正の概要

・子や孫に対する教育資金の一括贈与が非課税となります。

<要件>

受贈者	30歳未満の直系卑属(子や孫)
贈与財産	教育資金(※1)に充てるための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関(※2)に信託等する事
限度額	1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度)

(※1) 教育資金の範囲

文部科学大臣が定める次の金銭

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

(※2) 金融機関の範囲

- ① 信託会社(信託銀行を含む)
- ② 銀行
- ③ 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)

<残額(贈与額のうち教育資金の支出に充てられなかった金額)の取り扱い>

受贈者が30歳に達した場合	残額について受贈者に贈与税課税
受贈者が30歳に達する前に死亡した場合	贈与税課税なし

○平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の贈与について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・教育資金以外の用途への使用を防ぐため、金融機関を通じた贈与に限られる。
- ・教育資金の残額については受贈者が30歳に達した時点で贈与税が課税されるので、必要となる教育資金を事前に確認しておく必要がある。

3. 今後の注目点

- ・教育資金の範囲の詳細。
- ・信託等の「等」の範囲。